

ホームドクター

617

訪問診療について

～あなたや家族が通院できなくなったら～



越谷市医師会
こしがや在宅クリニック
☎945-0516
つのだ おさむ
角田 修

訪問診療とは、病状の悪化などにより通院が難しい患者さんのご自宅を医師が定期的に訪問し、診察、検査、処置、処方などを行います。「内科(外科)外来が定期的に出張してくる」と想像していただくと分かりやすいかもしれませんが、急に体調が悪くなった場合には臨時の診察(往診)や電話相談で対応します。病状によっては病院へ紹介することもあります。「住み慣れた自宅などで過ごしながら療養することができる」というのが訪問診療のメリットです。その他、入院治療と比較して経済的な負担が少なくなる場合が多いこともメリットのひとつと言えます。訪問看護、リハビリ、薬局、訪問介護(ヘルパー)、デイサービスな

ど、他の医療や介護サービスと連携して、在宅で療養する患者さんやご家族をサポートします。

○訪問診療を利用するには？

介護サービスを受けている方は担当の「ケアマネジャー」、介護認定を申請していない方は「地域包括支援センター」、掛かりつけの病院がある方や入院中の方は「病院の相談員」などに相談してください。病状やお住まいの地域などから適切な医療機関を案内してくれます。越谷市の方ですと、「越谷市医療と介護の相談窓口(☎910-9140)」で、医療・福祉に精通したスタッフに相談をすることができます。

○訪問診療ではどんなことをするの？

訪問診療ではさまざまな治療や処置、検査を受けることができます。医療機関にもよりますが、点滴、傷や床ずれの処置、酸素吸入、人工呼吸器、経管栄養(胃ろう)、膀胱留置カテーテル、人工肛門など、さまざまな処置に対応しています。残念ながら大がかりな治療や検査は難しいのですが、血液や尿の検査、医療機関によっては心電図や超音波検査も行います。

○「看取り」はしてもらえるの？

病院での治療が一とおり終われば通院で経過を見るのが一般的です。特にがんや難病の患者さんでは通院自体が困難であることが多く、訪問診療を受けながらご自宅での療養を希望する方が多くなってきています。その経過の中で、ご自宅で最期を迎えたいと希望する方も多くいらっしゃいます。訪問診療では、そのような患者さんに対して苦痛の症状をできるだけ緩和して最期を迎えるようお手伝いすることもしています。



健(検)診・相談

🦷 歯科健診・相談～歯つらつ！ お口の健康～

▶日時：4月26日(水)、13:30～15:00

▶定員：20人

▶申込み：電子申請または電話で申

し込み。歯科健康フェアの表彰対象者の募集も兼ねています。詳しくは健康づくり推進課へ

🏠 在宅訪問歯科保健事業

▶期間：令和6年3月31日(日)まで

▶内容：歯科健診・相談、指導等(治療は行いません)。1人につき年1回

▶対象：体が不自由で歯科医院へ行くことが難しい方。かかりつけ歯科医師のもとで治療・指導を受けている方は対象外



▶申込み：事前に保健センター、またはこしがや保健ガイドの歯科健診等実施医療機関一覧に掲載されている歯科医療機関へ



講座・教室

🔪 コパトン健康体操教室

▶日時・会場・定員：下表のとおり

| 日時 | 会場 | 定員 |
|---|----------|-----|
| 5月9日～7月18日の毎週火曜日、9:15～10:45(5月30日・6月20日・27日を除く) | 総合体育館 | 50人 |
| 5月15日～7月10日の毎週月曜日、14:00～15:30(6月26日を除く) | 荻島地区センター | 30人 |

▶内容：健康チェック、講話、体操など

▶対象：市内在住で運動制限がなく、全日程出席できるおおむね40歳以上の方

▶持ち物：飲み物、タオル、室内用運動靴

▶申込み：4月3日(月)～9日(日)に電子申請で申し込み(1人1会場まで)。応募多数の場合は抽せん。定員に達しなかった場合のみ、4月12日(水)～17日(月)に電話で申し込みできます

☎スポーツ振興課 ☎963-9284

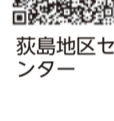
🔪 コパトンラク楽！ 男の料理教室「焼き物料理に挑戦」

▶日時：5月26日(金)、10:00～13:00

▶対象：市内在住の男性24人

▶材料費：500円

▶申込み：4月11日(火)から電子申請または電話で申し込み



新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間が令和6年3月31日(日)まで延長されました

📍 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎0120-701-333

🦠 オミクロン株対応2価ワクチンの接種時期・回数について

| 対象者(初回接種を完了した方) | 5月7日まで | 5月8日～8月 |
|-----------------|--|----------|
| 12歳以上 | ①65歳以上の高齢者 ②12歳～64歳で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方 ③医療従事者等 | 1回接種できます |
| | ④上記以外の12歳～64歳の方 | 接種できません |
| 5歳～11歳 | ⑤基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方 | 1回接種できます |
| | ⑥上記以外の5歳～11歳の方 | 接種できません |

*④に該当する方で、オミクロン株対応2価ワクチンを未接種の方は、5月7日(日)までに接種をお願いします(予約の受け付けは4月30日(日)、17:00まで)

🦠 基礎疾患を有する方等は接種券の発行申請が必要です

①4月21日(金)から順次発送します ②・③・⑤電子申請またはコールセンターでの発行申請が必要です(発送まで約3週間かかります)。

*すでに接種券をお持ちの方には接種券の再発送は行いません

📞 予約方法

●電話(コールセンター)
☎0120-701-333
(9:00～17:00)

●インターネット(予約サイト)
<https://vaccines.sciseed.jp/koshigaya/login>



健康情報コラム

埼玉県立大学 保健医療福祉学部
健康行動科学専攻 准教授 白岩 祐子

👥 犯罪被害者・遺族に必要な支援を

近隣の戸田市の学校で、教員が刃物で切りつけられてけがをし、高校生が逮捕されたというニュースが報じられました。こうした事件ではとくに加害者の方に目が向きがちですが、被害者のご家族・ご遺族は、事件によって生活が一変し、その影響は、事件が報道されなくなったあとも続きます。犯罪被害者やその関係者が必要としている支援とは、どのようなもののでしょうか。

しばしば「心のケア」が取り上げられます。しかし、これは必要な支援のご一部にすぎません。事件の直後は、司法解剖や捜査協力、治療、葬儀、各種の届け出に追われます。現場が自宅であれば、「その夜どこで寝るのか」という危急の問題に直面しますし、マスコミの過熱取材に囲まれると、通勤・通学も、買い物や犬の散歩といった日常生活を取り戻すことも難しくなります。医療費や転居費用など予定外の支出や、生活費などの経済的な問題にも直面します。少し時間がたつと、刑事裁判などの司法手続きが始まります。それまで抱いていた裁判のイメージとは異なる現実に直面し、戸惑い、落胆し、後悔したり失望したりする被害者も少なくありません。また、第三者から誹謗中傷、心ない言葉を投げかけられることもあります。

犯罪は、私たちの生命・健康・財産、その後の生活や人生に甚大な影響を及ぼすだけでなく、他者や社会への一般的な信頼や安心を壊してしまいます。犯罪被害を「なかったこと」にするのは不可能でも、前掲のような問題を防いだり、その影響を和らげ、社会に対する被害者の信頼を守ることはできます。そうした取り組みの一つが、被害者条例です。自治体が、被害者を主に生活面から支え、サポートすることを明記する法であり、現在、全国の自治体が続々と制定しています。